

美しい環境へ

きれいな島へ

もつと、もつと

廃車の海上運搬を支援します！

自動車リサイクル法は貢献しています！

### →クルマのリサイクル

ゴミを減らし、資源を無駄使しない環境に優しい社会を作るために、クルマのユーザーのみなさんからリサイクル料金をご負担いただく“自動車リサイクル法”が2005年1月からスタートしています。



### →離島対策支援事業

廃車(使用済自動車)を島外の引取・解体業者に渡すためにかかった海上輸送費の8割を支援(補助)する事業のご案内です。不法投棄や不適正保管された廃車をなくし、皆様の島の環境を守りましょう。(詳しくは裏面をご覧ください。)



財団法人  
自動車リサイクル促進センター

# なぜリサイクルなの？



ゴミを減らして資源を無駄にしない環境に優しい社会を作ることが、求められています。  
**適正処理**を進めると、地球温暖化を防ぐことにもつながり、**CO<sub>2</sub>の削減**にも貢献します。  
 現在、廃車一台あたりの総重量の約9割は、再利用、リサイクルされているのです！

あなたが車を購入された際に支払われた(預託された)リサイクル料金は、処理に高いお金のかかるシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類の適正処理に使われます。

			<シュレッダーダスト> クルマの解体・粉碎後に残るプラスチックゴミなど。 <フロン類> カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因。 <エアバッグ類> 乗客を守る安全装置。安全な処理に専門的技術が必要とされる。
シュレッダーダスト	フロン類	エアバッグ類	

# 廃車を正しくリサイクルするには？

廃車は**自治体の登録を受けた引取業者に必ず引き渡してください**。  
 その際「**引取証明書**」を忘れずに受け取ってください。  
 ☆引取証明書は、廃車の処理が適正に行なわれることを証明する書類です。

**離島対策支援事業を申請する際に必要となる書類です。**



使用済自動車引取証明書<例>

# 離島にお住まいの方に「自動車リサイクル」に関するお知らせです！

**離島対策支援事業とは、自動車リサイクル法に基づき離島で発生した廃車を適正処理するための海上輸送費のうち、8割を支援(補助)する事業です。**

この支援を受けるためには、廃車を引取業者に引き渡した際に渡される「**引取証明書**」と廃車の海上輸送費を負担したことを証明できる「**海上輸送費の領収書**」を揃えて市町村に提出してください。(詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。)

**リサイクル料金が支払われて(預託されて)いないお車をお持ちの方**  
 倉庫に使っていたお車などリサイクル料金が支払われて(預託されて)いない車を処理(リサイクル)するには、まず、リサイクル料金を支払って(預託して)いただくこととなります。リサイクル料金はお車によって異なりますので、引き渡しを予定する引取業者にご確認ください。

**なお、中古車として下取りされた場合は、本支援事業の対象にはなりません。**



財団法人自動車リサイクル促進センター  
 再資源化支援部 shienbu@jarc.or.jp

お問合せは  
 お住まいの市町村役場にお願います。